



「Flight Animation System」に関する日乗連 (ALPA Japan) 見解

最近の通信システムの発展や技術の進歩を背景に、乗務終了後の比較的短時間にフライトデータをサーバーへ蓄積することが可能となり、フライト後に動画でレビュー出来る「Flight Animation System」の提供が可能となりました。このシステムの運用が適切に行われるのであれば自己研鑽等で有用なツールとなりますが、データの不適切な取り扱いや非懲罰の原則が崩れた場合等においては、非常に危うい職場環境となることが危惧されます。そこで、ALPA Japan HUPER 委員会では、[ALPA Japan \(日乗連\) ニュース 39-37](#) において「フライトデータの取り扱いに関する HUPER 委員会見解」を表明しました。

現在、フライトデータは FOQA (JAL では FDM データ) の他、進入着陸時のデータ閲覧や航空機整備におけるデータ利用等、厳重な管理の中で利用が進んでいます。一方で、ICAO Annex 13 の 5.12 条において、「フライトデータは適切な調査機関が事故やインシデントの調査以外に使用してはならない」と規定されています。「Flight Animation System」での動画閲覧は、この規定に抵触している可能性があること、また不適切な利用を排除する目的で、ここに日乗連 (ALPA Japan) 見解を表明します。

「Flight Animation System」に関する日乗連 (ALPA Japan) 見解

1. 「Flight Animation System」は、訓練・審査の評価判定、組織技術管理、人事考課、労務管理、懲戒を目的として使用してはならない。
2. 「Flight Animation System」を自己研鑽に用いる場合、当該操縦実施者以外は当該データを閲覧してはならない。当該データを閲覧する場合は、当該便の PIC の許可を得る必要がある。
3. 「Flight Animation System」の管理と運用については、上記に反する事態を防止するため、厳格なルールの下に執り行われる必要がある。また、動画データの管理は、安全管理を専門に取り扱う部門に限定すべきである。
4. 上記内容について、組合と会社が合意した限りにおいて「Flight Animation System」を利用すること。

今年に入り、ANA/JAL グループでは CEFA 社「Flight Animation System」の利用を開始しています。JAL では労使で協定を締結し、自己研鑽の目的、かつ本人のリクエストでのみ動画データの閲覧が可能です。また、CAE 社が「Insight Animation」というシステム、他にも数社が同様のシステムを提供しています。整備性の向上やエンジン燃費向上の目的等、昨今のフライトデータ利用方法の発展を考慮すれば、他社でもこれらのシステムが導入される可能性は高いと言えます。

上記の問題とは別に、FOQA データに代表されるフライトデータを本人の同意なく閲覧し、技量管理を目的とした上司からの指導や注意を受ける事例が報告されています。これは ICAO Annex に反する行為であることから、同様の行為が行われないう、日乗連は各単組と協力して取り組んでいきます。

<参考>

CEFA 社 : <http://www.cefa-aviation.com/product/flight-animation-system/>

CAE 社 : http://flightscape.com/product_service/insight-animation/

